

# 入院医療費算定方式の変更についてのお知らせ

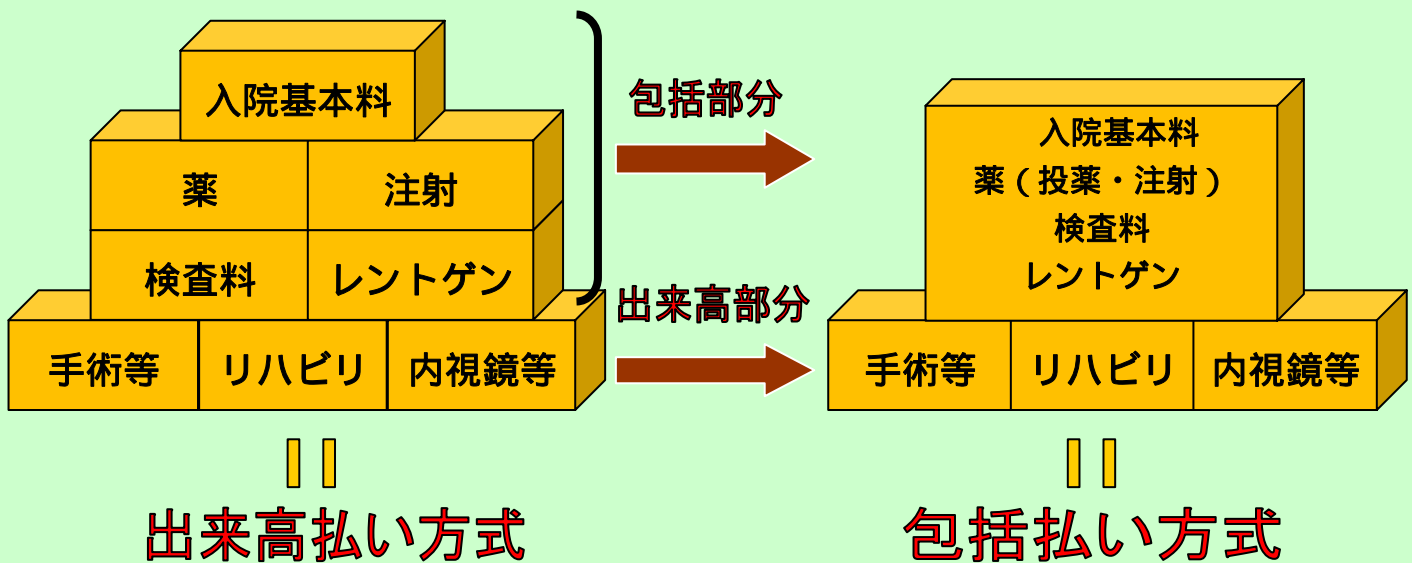
当院では、平成20年4月1日よりDPC（診断群分類別包括評価支払）制度を導入いたしますので、入院医療費の算定方式が変更となります。

平成20年3月31日までは、個々の診療行為それぞれの料金を計算して合計の医療費を出す【出来高払い方式】でした。

新しい算定方式は、患者様の病気の種類、手術（処置）の有無、合併する病気の有無等によって病気分類を行い、その分類ごとに1日当りの包括診療分の医療費が決められる【包括払い方式】となります。

平成20年3月31日まで

平成20年4月1日から



**注意！**

1回の入院では、病気の分類は1つの病名で決定されることになっております。  
患者さんの病気・治療内容によっては、DPC制度の対象にならない場合があります。  
当初の病気とは異なる病気であるということが判明した場合または、治療する病気が追加となった場合には、分類が変更になることがあります。その際、入院時に遡って病気の分類が変わります。この場合で入院費が精算されている場合、入院時に遡って入院費を精算させていただきますので、ご了承下さいようお願い申し上げます。  
食事の代金は、従来どおりの金額を負担して頂くことになります。

# DPCについてのQ & A

## Q1.すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

すべての入院患者さんにDPC（包括払い方式）が適用されるわけではなく、病気の種類によっては従来の出来高方式で医療費を計算する場合があります。この他に、労災保険・自費診療・治験・高度先進医療等は従来どおりの出来高方式となります。

## Q2.医療費の計算方法はどのように変わるのですか？

これまでの計算方法は診療行為ごとに料金を計算する「出来高方式」でしたが、平成20年4月からは、病気の種類、手術（処置）施行の有無、合併症の有無等によって病気を分類し、その分類ごとに1日当りの包括診療部分の医療費が決められる「包括払い方式」となります。また、手術や一部の処置・検査、リハビリについては従来通り「出来高方式」で料金を計算します。

## Q3.医療費の支払い方法はどうか変わるのですか？

一部負担金の支払い方法は、従来の方法と基本的に変わりありません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって、分類が変更になった場合には、一部医療費が変動することになるため、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

## Q4.高額療養費の扱いはどうなるのですか？

高額療養費制度の取扱いはこれまでと変わりありません。